

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化（イメージ）

平成29年度予算 41,540千円

① 広告等の監視

医業等に係るウェブサイトが医療広告規制等※に違反していないかを監視

② 規制の周知等

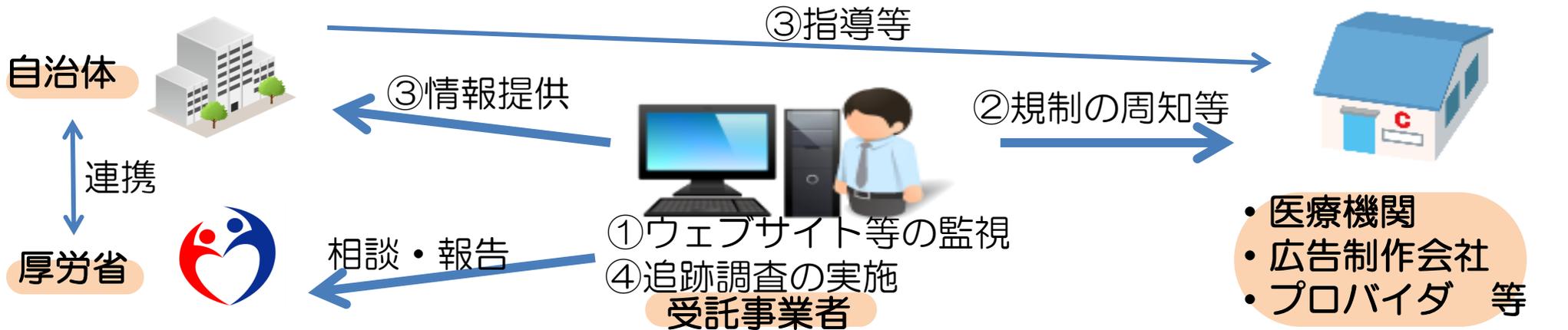
不適切な記載を認めた場合、当該医療機関等に対し規制を周知し、自主的な見直しを図る

③ 情報提供・指導等

改善が認められない医療機関を所管する自治体に情報提供を行う。（自治体は指導等を行う）

④ 追跡調査の実施

自治体に対する情報提供の後の改善状況等の調査を行う



期待される効果

ウェブサイトの監視体制の強化により、美容医療サービスを提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

※医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドライン